

## 第 109 号議案 関係資料

高槻市立地適正化計画の改定に関する意見について

# 高槻市立地適正化計画（変更案）概要版

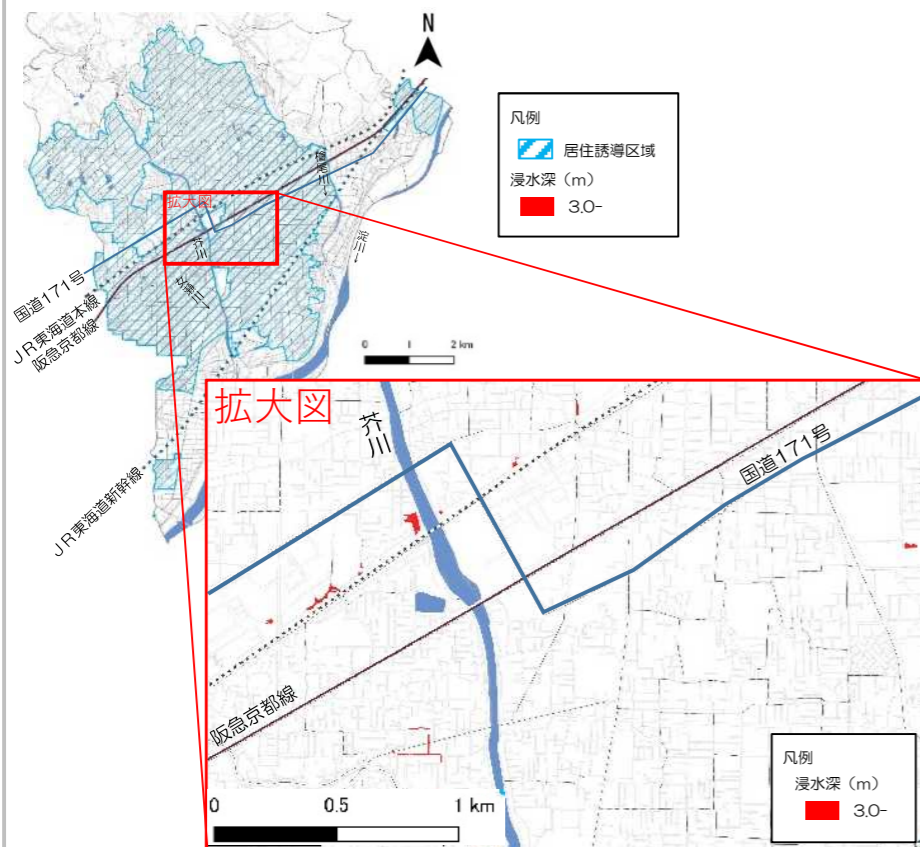
## 1 変更の背景

- 都市再生特別措置法が一部改正され、居住誘導区域に水害や土砂災害等の災害リスクがある区域を含める場合には、当該地区の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要となった
- 居住誘導区域は災害リスクを踏まえた上で設定しているが、浸水想定区域（水害）については、河川の整備が計画的に進められていることや、降雨や河川水位の観測体制が一定整い事前の避難が可能ことから、居住誘導区域に含めている
- 頻発化・激甚化する自然災害への対応や法改正の主旨を踏まえ、居住誘導区域の見直しを行うとともに、立地適正化計画に防災指針を追加する

## 2 居住誘導区域の見直し

浸水想定区域のうち、「人命に関わるような被害に繋がるリスクがあり、その発生頻度が高い区域」と判断される、概ね100年に1度の降雨である計画降雨時に浸水深が3m以上となる区域を居住誘導区域に含まないものとする

### 計画降雨時に浸水深が3m以上の浸水が発生する区域



※淀川は計画降雨の河川整備は完了しています。  
※この図は、大阪府管理河川の浸水想定区域図と居住誘導区域を重ね合わせて作成したものです。

### 水害リスクを踏まえた居住誘導区域の考え方

降雨量	浸水深	
	3m以上	3m未満
計画降雨 (概ね100年に1度の降雨)	居住誘導区域に 含まない	居住誘導区域に 含める※1
想定最大規模降雨 (概ね1000年に1度の降雨)		

※1 水害に関する防災指針において、防災・減災対策を明らかにする

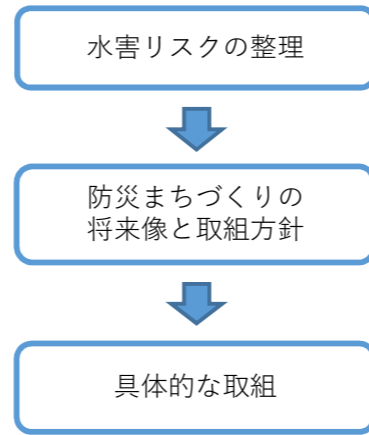
## 3 水害に関する防災指針

### 3-1 対象とする災害リスク

居住誘導区域の水害リスクを主な対象として、防災・減災の取組を位置づける

### 3-2 構成

水害リスクを分析し整理を行った上で、「防災まちづくりの将来像」や「取組方針」を設定し、「具体的な取組」を位置づける



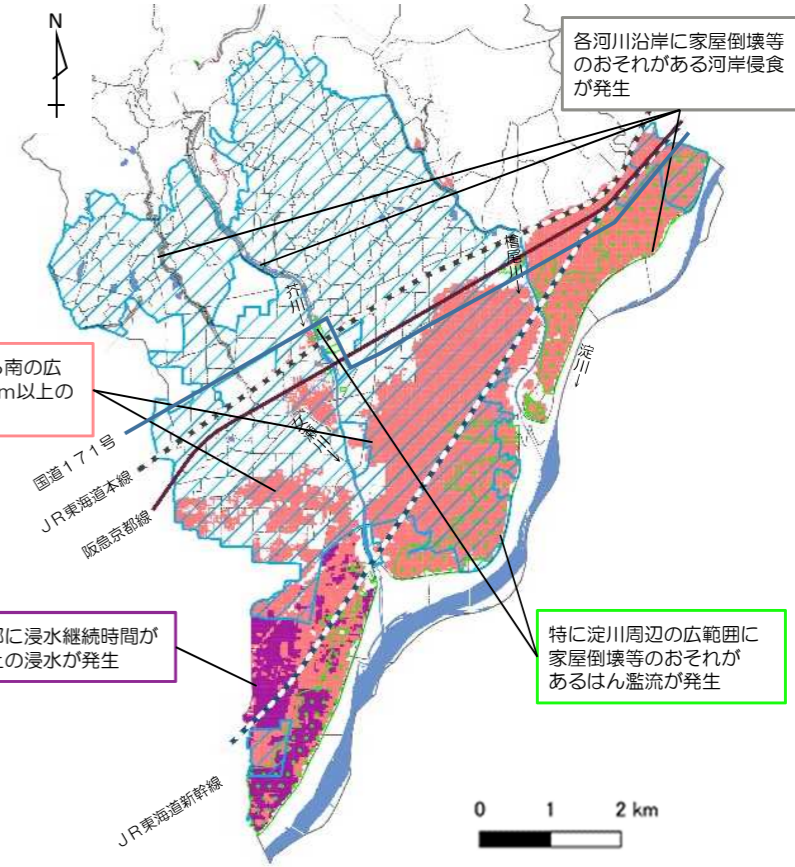
「高槻市都市計画マスタープラン」、  
「高槻市国土強靱化地域計画」および  
国土交通省・大阪府の「河川整備計画」  
等と連携を図る

### 3-3 水害リスクの整理

水害リスクについて、各河川管理者が公表しているハザード情報を基に分析を行い、概ね1000年に1度の降雨である想定最大規模降雨時に発生が想定されるリスクを整理

#### 想定最大規模降雨時に発生が想定されるリスク

- JR東海道本線から南の広範囲に浸水深が3m以上の浸水が発生
- 市域南部に浸水継続時間が7日以上  
の浸水が発生
- 特に淀川周辺の広範囲に家屋倒壊等  
のおそれがあるはん濫流が発生
- 各河川沿岸に家屋倒壊等のおそれ  
がある河岸侵食が発生



※この図は、国土交通省及び大阪府管理河川の浸水想定区域図と居住誘導区域を重ね合わせて作成したものです。

### 3-4 防災まちづくりの将来像と取組方針

#### 防災まちづくりの将来像

高槻市都市計画マスタープランにおいて、「ありたい姿」の一つとして掲げている「安全・安心を実感できる強靱なまち都市」を、防災まちづくりの将来像として位置づける

#### 安全・安心を実感できる強靱なまち都市

大規模な災害の発生時にも、被害を拡大させない都市を形成するなど、都市に内在する様々なリスクの共通認識や連携の輪が構築された安全・安心で強靱な都市を創ります

(高槻市都市計画マスタープラン(令和3年3月)より抜粋)

#### 取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、「災害時に被害が発生しないようにする対策(リスクの回避)や被害を低減する対策(リスクの低減)を組み合わせて、ハード・ソフトの両面から総合的に取り組む

分類	取組方針
リスクの回避	災害時に被害が発生しないようにする
リスクの低減(ハード)	インフラや避難所の整備・改修等により災害時の被害を低減する
リスクの低減(ソフト)	リスクの周知や防災意識の向上等により災害時の被害を低減する

### 3-5 具体的な取組

- 高槻市国土強靱化地域計画、国土交通省の淀川水系河川整備計画、大阪府の淀川水系右岸ブロック河川整備計画等に基づく取組を位置づける
- 新たな都市拠点などのまちづくりを検討する際は災害リスクを踏まえた「災害に強いまちづくりの検討」を行う

## 高槻市立地適正化計画（変更素案）に対する意見募集の実施結果

### 1 実施概要

- (1) 募集期間 令和3年11月22日（月）～ 令和3年12月21日（火）
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファクス、市ホームページの簡易電子申込
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、都市づくり推進課、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター

### 2 実施結果

- (1) 意見数 1件（郵送 0件、ファクス 1件、簡易電子申込 0件）
- (2) 提出者（団体）数 個人 1人、団体 0件
- (3) 意見内容

項目	件数
その他	1件

### 3 提出意見に対する市の対応

別紙のとおり

## 提出意見に対する市の対応

No.	項目	頁	意見項目	意見	市の考え方	対応結果
1	その他	1	日常生活上での対策追加	都市づくりの環境立地として、高層ビルの風害と阪急、JRの各電車、特に阪急電車による騒音対策にも取り組んでほしい。日常生活上の問題解決から講ずるべきである。 今回の水害への案は実状に沿った対策であると思う。	ご意見いただいたとおり、今回の計画変更は水害リスクを対象としています。	原案どおり

高槻市立地適正化計画（変更案）		高槻市立地適正化計画（平成29年3月）	
<b>【目次】</b>			
1	高槻市立地適正化計画について	1	1
1-1	市のあらまし	2	2
1-2	立地適正化計画制度の概要	3	3
1-3	計画の位置づけ	4	4
1-4	計画区域	6	6
1-5	目標年次	6	6
2	現状と課題	7	7
2-1	立地適正化に係る現状	8	8
2-2	今後のまちづくりの課題	35	35
3	まちづくりの理念と基本的な考え方	37	37
3-1	理念と方向性	38	38
3-2	居住誘導区域	40	40
3-3	都市機能誘導区域	44	44
3-4	誘導施設	46	46
3-5	都市機能誘導区域の区域詳細図	48	48
4	施策	57	57
4-1	届出制度	58	58
4-2	施策	60	60
5	計画の推進に向けて	63	63
5-1	目標	64	64
5-2	進捗管理	65	65
6	参考資料	67	67
6-1	検討の体制	68	68
6-2	検討の経過	70	70

高槻市立地適正化計画（変更案）		高槻市立地適正化計画（変更案）	
<b>【目次】</b>			
1	高槻市立地適正化計画について	1	1
1-1	市のあらまし	2	2
1-2	立地適正化計画制度の概要	3	3
1-3	計画の位置づけ	4	4
1-4	計画区域	6	6
1-5	目標年次	6	6
2	現状と課題	7	7
2-1	立地適正化に係る現状	8	8
2-2	今後のまちづくりの課題	35	35
3	まちづくりの理念と基本的な考え方	37	37
3-1	理念と方向性	38	38
3-2	居住誘導区域	40	40
3-3	都市機能誘導区域	44	44
3-4	誘導施設	46	46
3-5	都市機能誘導区域の区域詳細図	48	48
4	施策	57	57
4-1	届出制度	58	58
4-2	施策	60	60
5	計画の推進に向けて	63	63
5-1	目標	64	64
5-2	進捗管理	65	65
6	参考資料	67	67
6-1	検討の体制	68	68
6-2	検討の経過	70	70
別冊 水害に関する防災指針			

※下線部が変更箇所です。

高槻市立地適正化計画（平成29年3月）			
法令等	区域	本市の状況	評価
居住誘導区域に含まないこととされている区域	災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）	あり	居住誘導区域に含まない
	土砂災害特別警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	あり	—
	土砂災害特別警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない
適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	地すべり防止区域	なし	—
	津波災害特別警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない
適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	土砂災害警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない
	浸水想定区域	あり	居住誘導区域に含まない
	都市洪水想定区域 都市浸水想定区域 津波災害警戒区域	なし	—

一方、浸水想定区域については、災害発生時の被害は大きいものの、河川の整備は計画的に進められており、降雨や河川水位の観測体制も一定整い、事前の避難が可能なることから、居住誘導区域に含めます。

なお、災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域については、区域の指定をもって居住誘導区域から除外します。

表 3-3 災害リスクの評価


高槻市立地適正化計画（変更案）			
法令等	区域	本市の状況	評価
居住誘導区域に含まないこととされている区域	地すべり防止区域	なし	—
	土砂災害特別警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域 <sup>※1</sup>	災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）	あり	居住誘導区域に含まない
	土砂災害特別警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない
適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域 <sup>※1</sup>	条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	あり	—
	土砂災害警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない
適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域 <sup>※1</sup>	浸水想定区域	あり	居住誘導区域に含まない
	都市洪水想定区域 都市浸水想定区域 津波災害警戒区域	なし	—
	津波災害警戒区域	あり	居住誘導区域に含まない

※1 居住誘導区域に含める場合は防災指針において、防災・減災対策を明らかにすることが必要とされています。

※下線部が変更箇所です。



高槻市立地適正化計画（変更案）新旧対照表

高槻市立地適正化計画（変更案）	高槻市立地適正化計画（平成29年3月）
	<p>(新設)</p>

※下線部が変更箇所です。